

## 群馬県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について

### 参加資格

#### ◎地域クラブ活動に所属する中学生

- (1)地域クラブ活動に所属し、本連盟に登録し予選会に参加を認められた生徒であること。
- (2)本連盟主催大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

##### ① 本連盟主催大会の参加を認める条件

- ア 本連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している(中学校に在籍している生徒であること)。
- ウ 日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に活動が行われていること(資格は、日本スポーツ協会:公認指導資格、または、各連盟・協会:公認指導資格、もしくは、社会体育指導員等とする。)
- エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』(令和4年12月スポーツ庁)の「Ⅱ新たな地域クラブ活動、2適切な運営や効率的・効果的な活動の推進、(5)適切な休養日等の設定」を遵守していること。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。)
- オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で本連盟に登録し、登録料を納めていること(県外生徒は、一人230円。団体は、7,000円。)
- カ 群馬県における予選となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- キ 全国中学校体育大会につながる大会及び本連盟主催大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
- ク 地域クラブ活動による合同チームの参加は認めない。

##### ② 本連盟主催大会に参加した場合に守るべき条件

- ア 大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ 大会参加に際して、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- ウ 大会出場に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする(同じ地域クラブ活動団体から複数のチームの参加はできない)。

##### ③ 参加を認めない場合

- ア 大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく。